

1 ふれあい事業

自治会・町内会の範囲での多世代交流活動に助成します。

(1) 助成対象団体 自治会・町内会

(2) 事業例

三世代交流を目的とした催し（例：ウォークラリー、納涼大会）、清掃活動 など

(3) 助成条件

自治会・町内会の住民全体に呼びかけ、多世代が事業に参加していること

(4) 助成の制限

① 助成対象経費項目 — 事業費全般

◆お酒代、金券等は助成対象外です。

② 助成額の上限 — 1回につき10,000円まで（年度内2回まで）

◆残額を次回の申請に繰り越すことや、残回数を次年度に繰り越すことはできません。

◆世帯数が500世帯以上の自治会・町内会については1回につき15,000円とします。

※事業を実施した年度の3月末日までにご提出ください。